

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年6月1日（月）11:37～11:44
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <関係省庁>

- 林 修一郎 厚生労働省保険局医療課課長補佐

#### <事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官
- 諸戸 修二 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 在宅医療に係る保険適用の柔軟化（16kmルールについて）
- 3 閉会

---

○藤原次長 すみません、時間が押しましたが、国家戦略特区ワーキンググループを始めさせていただきます。

暑い中、委員の先生方にはお出でいただきまして、ありがとうございます。

本日は、昼休みを挟みましてですが、三つ、厚生労働省案件ということで、最初に、これはずっと諮問会議でも審議をいただきました病児保育のところを中心にとということで整理も一旦させていただいておりますが、具体的な通知の内容ということで一回御議論いただいておりますけれども、質問に対する答え、それを通知と呼ぶのかどうかですが、解釈の通知のようなものを今用意していただいておりますが、前回の御指摘を受けて厚生労働

省のほうからまた案をお持ちいただいております。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもお待たせいたしました。前回大きな進展をしていただきまして、今回、具体的な点についてさらに詰めた内容を御説明くださるということですので、早速、御説明をお願いしたいと思います。

○林課長補佐 これは前回お持ちした際にかかなり入念に御覧いただきまして、頂いた御指摘を全て反映した形で改めてお持ちいたしました。

ポイントといたしましては、問いのほうの「例えば」以下でございますけれども、重症児の在宅医学管理時や、訪問型病児保育中に必要となった場合の小児科の診療など、往診等に対応できる保険医療機関の確保が特に難しい専門的な診療を要する場合で、近隣に対応できる保険医療機関を患者が自ら見つけられず、往診等を依頼された保険医療機関側も患者の近隣に対応できる保険医療機関を実態上知らない場合は、「16キロメートルを超える往診等を必要とする絶対的な理由」に含まれるかという問いに対して、御指摘の事例は「絶対的な理由」に含まれるということで明確にするものでございます。

前回頂いた御指摘は、問いのほうの一番下の「絶対的な理由」と、答えの1行目の絶対的な理由が同じものであるということを確認する等として明確にしてほしいということでありましたので、赤の鍵括弧を付しておりますけれども、問いの一番最後と答えの一番始めに鍵括弧を付しております。また、答えのほうの下から3行目でございますが、「往診等を行う保険医療機関又は施設等が」という言い回しにつきまして「往診等を行う」「施設等」にもかかるように誤読されかねないという御指摘を頂きましたので、御指摘いただきましたとおり「施設等又は」というのを前に出しまして「施設等又は往診等を行う保険医療機関が」といたしております。

答えのなお書き以降は前回も御説明いたしましたが、小児科とは関係がない部分でございます。今回、小児科に関して周知をいたしました際に、特に高齢者向けの住宅等について不適切な訪問診療が行われるということがないように入念的に書かせていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

委員の方からコメントはございますか。

事務局からはいいですか。

○藤原次長 特に前回御指摘の阿曾沼先生はよろしいですか。

○阿曾沼委員 はい。

○藤原次長 ありがとうございます。

事務局からは二つございまして、一つはこちらのテーマ、3月19日に国家戦略特区諮問会議の取りまとめの中でも触れさせていただいているのですが、タイミングにもよります

が、こういった文書を出していただくことを前提に、成長戦略などでもその後のフォローアップを書かせていただきたい。今月の末に成長戦略が改訂される予定でございますけれども、これについてもまた再度触れさせていただきたいという話です。二点目は、これはいわゆる行政的に言うと通知と言っているのですか。解釈通知のようなことでよろしいでしょうか。

○林課長補佐 はい。行政文書の位置付けで言いますと、事務連絡という形になると思います。通知に、既にここの問いの中に書いてあるようなことが書いてあって、あるいは事務連絡に既に書かれている内容をさらに明確化するというところでございますので、事務連絡という位置付けではございますが、きちんと関係機関に送付する、連絡するというところで周知を図りたいと考えております。

○藤原次長 実際に周知のやり方、タイミング等をまた教えていただいた上で、これはパブコメとかそういうのをしないわけですね。

○林課長補佐 そのとおりでございます。関係者調整も、これはほぼできておりますけれども、こういった解釈を周知するタイミングが年の中でいくつかがございますので、6月末とおっしゃいましたけれども、多少前後するかも分かりませんが、そこからあまり遅れない範囲で周知をさせていただきたいと思っております。

○藤原次長 せっかくやっていただいた具体的な措置が出ますので、通知を行うとするのか、行ったというのか、むしろ少し遅れても成長戦略の一つの成果ということで、3月の文章をさらに少しブラッシュアップさせていただいた上でこれも一つの成果にさせていただこうと思っておりますので、そのあたりも含めてまた手続面を御相談させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○八田座長 このことが明確に「絶対的な理由」に含まれるということになり、しかもそれがきちんとした文章になったというのは大変意義の大きなことだと思います。

それでは、委員の方々もみんな合意しているようです。どうも本当にありがとうございました。